

本町では、8月に「年金天引き額の平準化」を行っており、対象となった方へは8月上旬にご案内をします。

# 介護保険料 年金天引き額の 平準化を 行います。



## 年金天引き額の仕組み

### ●はじめに

年金天引きは、年6回の支給月に実施され、年金支払者（日本年金機構や共済組合）から直接役場へ入金されます。毎年4月に、年金天引き対象者リストが送られ、名前のない方は普通徴収（手払い・口座引落）となります。

### ●年間保険料額の決定

介護保険料は、前年度の収入や課税状況によって決まります。そのため、町民税などが決定するまで計算できません。一年間の介護保険料額が決定するのは、6月になります。

### ●年金支払者への報告と反映

一年間の介護保険料が決定したら、対象者リストの方の保険料を年金支払者へ報告します。報告は7月が指定月となっており、8月以降に報告内容の確認や照合作業が行われ、情報が反映されるのは10月になります。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
対象者リスト届く	年間保険料決定	確認・照合	反映される		
仮徴収			本徴収		

※仮徴収期間の保険料は、前年度最後（2月）の天引き額が設定されます。

## 天引き額の平準化

●平準化は、年間保険料額が変わるわけではありませんが、各月の天引きされる額の差額を最小限に調整する作業です。

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	年間
平準化なし	7,000円	7,000円	7,000円	15,900円	15,900円	15,900円	68,700円
	仮徴収期間で21,000円の天引き			年間68,700円になるように反映させると、15,900円ずつの天引き額になる。			
平準化実施	7,000円	7,000円	13,600円	13,700円	13,700円	13,700円	68,700円
	6月に年間保険料が計算された段階で、8月の天引き額の変更を依頼。仮徴収期間で27,600円の天引き			年間68,700円になるように反映させると、13,700円ずつの天引き額になる。			

- (例) ・前年度2月の天引き額が7,000円  
 ・介護保険料年額が68,700円（標準）

平準化を実施しなかった場合、10月に7,000円から15,900円へ天引き額が増えます。

平準化を実施した場合、8月から天引き額は上がりますが、13,700円に抑えられます。

# 65歳になられる方へ

**問** 65歳になって介護保険の納付書が届きました。  
介護保険料が二重払いになる気がするけれど……？

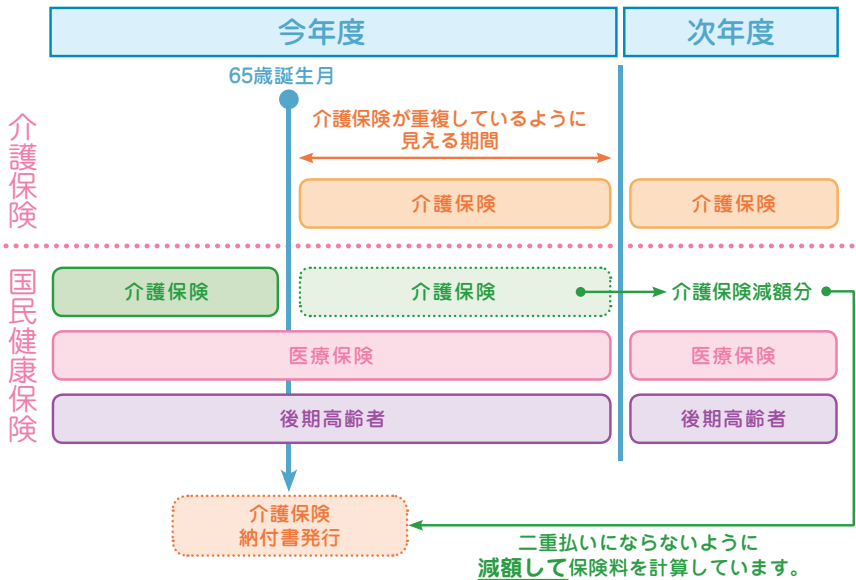
65歳になってから介護保険の納付書が届きました。国民健康保険税と一緒に介護保険料を3月まで払うことになっているので、納付書で払う介護保険料は二重払いになるのではないのでしょうか？

**答** 65歳になった翌月以降の分を減額して介護保険料を計算しているため、二重払いになることはありません。

国民健康保険の納付書に含まれる介護保険料は64歳までの分を算入しています。国民健康保険は1年分の金額を9回に分けているため、64歳までの介護保険料も9回に分けられています。

そのため、65歳になった翌月に介護保険の納付書が届くと二重払いしているように見えますが、納付書に記載されている介護保険料は65歳になった翌月以降の分を減額して計算しているため、二重払いになることはありません。

## ●介護保険料のお支払い期間について



## ●国民健康保険税納付書 (2ページ目)

### 税額の算出

016641 北海道標茶町

通知書番号	納税義務者名	年税額
-------	--------	-----

算出基礎 (医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分)

区分	被保険者	所得割算定基礎額	資産割算定基礎額	所得割 ①	資産割 ②	均等割 ③	平等割 ④	算出税額 ⑤		
医療				/100	/100	1人:				
介護				/100	/100	1人:				
後期				/100	/100	1人:				
区分	軽減割合	均等割減額 ⑥	平等割減額 ⑦	限度超過額 ⑧	旧被扶養者軽減額 ⑨	減額合計 ⑩	端数 ⑪	算出税額 ⑫	月額増減額 ⑬	年税額 ⑭
医療										
介護										
後期										
合計年税額 ⑮		特別徴収税額 ⑯	納付済普通徴収税額 ⑰	この納付通知書で納める額						
		月～月まで		⑮ - ⑯ - ⑰						

65歳になる月以降の分をマイナスしています

医療・介護・後期を一括合計した金額が表示されます。国保税はこれを9回に均等に振り分けたものです。

**ご注意ください** 世帯主の方は65歳を過ぎても、家族の中で40歳以上64歳以下の方がいると、その方の介護保険料を国民健康保険税と合わせて支払うという状況もあります。

### 介護保険料のお支払いに関する問い合わせは……

介護保険料に関して不明な点などありましたら、役場住民課介護保険係 (1階④番窓口 ☎485-2111内線138) に問い合わせください。

